様式第四号
その一（種付台帳の表紙）

種　付　台　帳

（精液採取台帳）

種畜	種畜証明書番号		
	名前		
	家畜登録	家畜登録機関名	
		登録番号	
	種類及び品種		
	生年月日		
	血統	父	
		母	

種畜飼養者

住所

氏名又は名称

備考

種付台帳は、書面により作成する場合にあつては種畜ごとに別冊としてつづり、電磁的記録により作成する場合にあつては種畜ごとに明確に区分すること。

様式第四号
その二（種付けに関する事項）

<table>
<tr><td rowspan="9">種付けした雌</td><td>番　　号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>名　　前</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>家畜登録機関名及び登録番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>種　類　及　び　品　種</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>毛　色　及　び　特　徴</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生　　年　　月　　日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>飼養者の氏名又は名称及び住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>摘　　要</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">種　付　年　月　日</td><td>月　日</td><td>月　日</td><td>月　日</td><td>月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">種付証明書</td><td>発　行　年　月　日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>番　　号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">子　畜</td><td>性</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生　　年　　月　　日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>摘　　要</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

1　この帳簿には、自然種付けに関する事項を記載し，又は記録すること。

2　豚については、子畜の性の欄に雄及び雌の別にその頭数を記載し，又は記録すること。

3　牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第２条第１項（平成 15 年法律第 72 号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

様式第四号
その三（家畜人工授精用精液の採取等に関する事項）

採取年月日	採取時刻	採取量	色(※)	臭気(※)	ＰＨ(※)	精子数(※)	活力及び生存率(※)	き型率(※)	き釈液及びき釈倍率(※)	凍結後の活力及び生存率※	封を施した本数及び家畜人工授精用精液証明書番号	採取した獣医師又は家畜人工授精師の氏名
											本 号から 号まで	獣医師（家畜人工授精師）

精液の譲渡又は受注精入	年　月　日	家畜人工授精用精液証明書番号	譲渡量	譲渡先又は注入を受けた雌畜の飼養者若しくは体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称及び住所	摘　要

備考

1　この帳簿には、家畜人工授精用精液の１回の採取ごとにその採取及び処理に関する事項を記載し、又は記録し、あわせてその譲渡又はその場における注入若しくは体外授精に関する事項を記載し，又は記録すること。

2　（※）印及び※印の欄には、種畜の飼養者が獣医師又は家畜人工授精師でない場合は記載又は記録を要せず、※印の欄には、精液を凍結処理しない場合は記載又は記録を要しない。

3　精液を採取し、封を施すことなく、その場で雌畜に注入し、又は体外授精を行つたときは、摘要欄に注入量又は体外授精量及び精液採取に関する証明書（乙）番号を記載し、又は記録すること。

様式第四号
その四（年次別の種付け及び精液採取の成績表）

年次							
種付	種付回数						
	種付回数別実頭数	計					
		1回					
		2回					
		3回					
		4回以上					
	受胎数						
	不受胎数						
	不明数						
	産子数	雄					
		雌					
		計					
精液の採取	精液採取回数						
	精液譲渡量						

備考

1　この表には、種畜の飼養者が自然種付け及び精液の採取に関する年次別の成績をとりまとめて記載し、又は記録し、これを種付台帳とともに保存すること。

2　年次の期間は、その年の1月1日から12月31日までとすること。

3　種付回数は、1発情期間内に2回以上種付けした場合でも1回として計算すること。